智頭町飲食店等連携応援補助金のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により、売り上げが大きく減少した町内飲食店が、売り上げ向 上のため、連携して行う事業に対して補助金を交付します。

【対象】

- ①町内で営業活動を行っている事業者
- ②補助対象事業(下記参照)の代表者が、町税を滞納していないこと

【補助対象事業】

- ①町内の飲食店1者以上と町内の店舗または団体が売り上げ改善のため、連携して行う事業
- (一例:テイクアウトメニューの商品開発やデリバリーでの連携、イベント開催など)
- ②実施にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止の措置を十分に講じている事業
- ③事業に要する経費が 10 万円以上であること
- ④事業が令和2年度末までに終了すること。

【補助額】

• 消費税等を除く事業経費の 10/10(上限 50 万円)

※智頭町またはその他地方公共団体等から交付金等を受けた場合、その対象となった費用は本補助金の対象となりません。

費目	備考等
謝金	講師等に支払うもの等
旅費	
会議費	会議実施の茶菓代など
賃借料	借用する会場等の費用など
設営費	一時的にブース等を設置する場合
広報費	宣伝費など(印刷費に定めるものを除く) ※幟旗など
印刷費	テキスト・チラシ等
原材料費	原材料費。(試作・販売用不問)
通信運搬費	郵便代、配達代など
備品費	
消耗品費	新たに購入した消耗品 ※持ち帰り用容器等
人件費	新たに人を雇用する場合に要した人件費 ※アルバイト等
その他	上記に定めるものを除き、事業実施上必要と認められるもの

※町内の経済活性化のため、可能な限り町内の事業所等へ発注ください。

【事業申請について】

- ・事業の代表者として申請できるのは各店舗、団体1回限りです。
- ・事業の代表者として申請後、別の店舗や団体が申請予定の事業に参加する場合、参加回数に制限はありません。ただし、事業参加者や事業内容が極めて似ているものへの事業参加はできませんのでご注意ください。(例:申請者のみを変え、同じ事業を行うなど)

【申請書類】

様式第1号「智頭町飲食店等連携応援補助金交付申請書」と次の書類を添付のうえ申請してください。

- ①事業に要する経費の見積書の写し等
- ②事業内容を示す図面及び写真等
- ③事業参加店舗・団体の代表者名簿(要押印)
- ④土地・場所等を借りて行う場合は所有者の同意書
- ⑤その他町長が必要と認めた書類

その他、役場に口座登録されていない方は、口座登録の手続きが必要になる場合があります。詳しくはお問合せください。

【申請書類提出場所】

智頭町役場企画課に提出してください。

受付時間 平日 8 時 30 分~17 時 15 分(※12 時~13 時を除く)

※受付時間内に提出が難しい場合は、別途対応致しますので、問合せ先までご連絡ください。

【その他】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場内に入られる際は、マスク着用のうえ、 入口にて手指消毒をお願いします。
- ・事業実施の際は、必ず様式第2号「智頭町飲食店等連携応援補助金交付決定通知書」を受け取ってから事業を開始してください。
- ・補助対象事業完了後は、様式3号「智頭町飲食店等連携応援補助金事業完了報告書」及び 添付書類の提出が必要となります。

【問合せ先】 智頭町役場企画課 ☎0858-75-4112